

2023年10月3日

名張市地域環境部人権・男女共同参画室 様

名張市差別撤廃審議会委員 友永 健三

**第1回名張市差別撤廃審議会提出資料に対する質問・意見の送付**

10月6日に開催されます、第1回名張市差別撤廃審議会に向けて事前に送付されてきた資料に関する質問・意見を以下に列挙しますので、よろしくお取り計らいください。

## 記

1, 2023年度実施「人権に関する名張市民意識調査」に関する資料1-1、1-2、1-3について  
部落問題にかかわった調査項目が、いくつか含まれていますが、使用されている用語が主として「同和問題」、「同和地区」、「同和地区の人々」となっています。これらの用語は、基本的には1965年8月に出された同和对策審議会答申、1969年7月に施行された「同和对策事業特別措置法」、その後2002年3月末まで存在した一連の特別措置法下で使用されてきたものです。しかしながら、「特別措置法」が失効した2002年3月末から20年余を経過した今日、しかも2016年12月に「部落差別解消推進法」が公布・施行されて7年を迎えようとしている今日、これらの用語を使用し続けることが適切であるかどうかの議論が必要だと思えます。

私自身の考え方としては、「部落問題」、「被差別部落（部落）」、「被差別部落の人びと」が良いのではないかと考えています。

ただ、今回の調査に関しては、時間的な制約、これまでの調査との比較を考慮した時、提案されたもので調査を実施することはやむを得ないと思えます。

**2, 人権に関する名張市職員意識調査（2回目）結果報告書について**

## (1) 調査全般に関して

- ① 調査主体、②調査時期、③調査方法、④回収率、⑤分析主体、⑥報告書の有・無、⑦調査結果の活用方法を教えてください。

なお、調査報告書があるのならば、メールと郵送でお送りください。

## (2) 個々の調査結果に関して

- ① 「1人権に関する知識」について・・・選択肢に「部落差別解消推進法」や「名張市部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃条例」はなかったのでしょうか？なかったとすれば、理由は何でしょうか？
- ② 「2 人権問題についての話し合い」について・・・6頁の下から3行目以降に「部落問題について話し合うことがあるか」との問いに関する記述がありますが、カッコ内に示された調査結果の棒グラフには表示されていません。あれば、お示しください。
- ③ 「問15、その他の記述10件」に記載されている①、②の意見は、市職員の意見としては放置しておくことのできない批判的意見だと思います。何らかの方法で、この意見に対する「反論」をする必要があると思えます。
- ④ その他として、名張市としての職員に対する人権研修の概要を明らかにしてください。例えば初任者研修、5年目研修など。また、その研修を実施した際、アンケート等によ

って効果測定を行っておられるかどうか教えてください。

### 3、差別事象の報告について

(1) Twitter上で確認された名張市内の被差別部落に関わった3件の差別記載の削除要請に関して

- ① 現時点で削除されているのかどうか？
- ② 削除されていないとした場合、その原因なり理由は何なのでしょう？
- ③ 津法務局、三重県との連携はどうなっているのでしょうか？
- ④ 運動団体との連携はどうなっているのでしょうか？
- ⑤ 未組織部落に関しても差別記載がありますが、どのような対応がなされているのでしょうか？

(2) 「今後の対応」について

「SNS等について随時モニタリングを実施し、削除できていない場合、削除要請を継続していくこととする」とされていますが、随時ではなく定期的に実施する必要があると思います。

以上